

別表

貸付支援の種類		資金の用途		申請時に添付する書類	摘要	貸付対象者	貸付限度額	償還年限 (内据置期間) 【償還減免】	貸付利率	特記事項
後継者就農・ 継承支援 タイプ	就農準備支援	Uターン就農 に向けた準備 費用	移転費用 ・引越料金 ・移転先の敷金 ・移転旅費	①申請者世帯の住民票 (移転者全員分) ②引越料金の見積書又は領収書の写し ③移転先敷金の見積書又は領収書の写し ④移転旅費算出資料 (移転計画表・根拠書類) ⑤経営改善計画認定書の写し (Uターン先の経営主分)	移転旅費は移転する者全員分を対象とする。	市内の農家子弟で、平成27年6月26日以降、29年3月10日までにUターン就農をした(希望する)者(ただし、市外在住者に限る。)	50万円	10年以内 (6年以内) 【上限100%】	無 利 子	償還免除は、資金借受後、就農状態が5年以上継続した場合に適用
			事前相談費用 ・事前相談のための旅費及び滞在費	①申請者世帯の住民票 (移転者全員分) ②相談旅費算出資料 (移転計画表・根拠書類) ③経営改善計画認定書の写し (Uターン先の経営主分)	相談旅費は、2回までを対象とする。					
	就農後支援	子弟等が自家 以外の市内農 業者の下で行 う実践農業研 修の実施に要 する経費	研修費用 ・研修先までの 交通費 ・作業用消耗品費 ・傷害保険料 ・雇用労賃	①住民票(申請者本人分) ②研修覚書の写し(参考様式1) ③交通経路図 ④作業用消耗品の見積書又は領収書の写し ⑤傷害保険の見積書又は領収書の写し ⑥雇用労賃の見積書又は領収書の写し ⑦経営改善計画認定書の写し (申請者及び研修先農家分)	※研修は年間30日以上(8時間以上/日)を対象とする。 ※交通費単価は富良野市職員の旅費に関する条例(平成14年条例第4号)第22条に規定する市内旅費に準じる。 ※雇用労賃は研修予定日数に日単価を乗じた額を上限とする。	就農から5年以内の新規学卒又は就農から2年以内のUターン子弟が従事する経営体の経営主。ただし、経営主は市内に住所を有する認定農業者であること。	100万円	10年以内 (5年以内) 【上限70%】		
			就農年度に一時的に不足する営農資金	営農資金 ・就農者への支払 給与等	①最終学歴証明書 (申請者本人分) ②住民票(申請者本人分) ③就農前年の決算書の写し ④家族経営協定の写し ⑤経営改善計画認定書の写し (申請者分)			※家族経営協定記載の就農者の給与額(年額換算)が決算書の所得額を上回った場合の差額を上限とする。 なお、法人の場合は税引前当期純利益を所得とみなす。		
継承時支援	経営継承に要する費用 ・用地確定費用 ・移転登記手数料 ・各種届出事務費用	①用地測量費の見積書又は領収書の写し ②移転登記手数料(代行費用を含む。)の見積書又は領収書の写し ③各種届出事務費用(代行の場合。)の内訳見積書又は領収書の写し ④経営改善計画認定書の写し (継承前の経営主分)	※用地測量費は農地の分に限る。 ※後継者就農・継承支援タイプの就農後支援資金を借受けた者が、当該借受けから5年以内に継承時支援資金を利用する場合の貸付限度額は、規則別表の規定にかかわらず、50万円とする。	平成27年6月26日以降平成29年3月10日までに経営継承(した)しようとする経営体の経営主又は子弟。	100万円	10年以内 (5年以内) 【上限50%】	償還免除は、資金借受後、営農状態が5年以上継続した場合に適用			

	継承年度に一時的に不足する営農資金	①継承前年の運転資金借入契約書の写し ②経営改善計画認定書の写し(継承前の経営主分)	※前年の借入金額の1/2を上限とする。 ※後継者就農・継承支援タイプの就農後支援資金を借受けた者が当該借受から5年以内に継承時支援資金を利用する場合の貸付限度額は、規則別表の規定にかかわらず50万円とする。				
新規参入支援タイプ	研修プログラム中の自己研修に要する経費、経営開始時の営農資金	①本要綱第4条第1号に規定する貸付の一次審査時点の自己資金が分かる預貯金通帳の写し ②本要綱第4条第2号に規定する貸付の申請時点の自己資金が分かる預貯金通帳の写し	※新規就農プログラムの募集要項に規定する自己資金要件額から一時審査時点の自己資金を差引いた額を上限とする。	農業担い手育成協議会による新規就農プログラムを受講することが確実な者で、同プログラムに規定する自己資金要件を満たしていない者	100万円	20年以内(7年以内) 【上限100%】	償還免除は、資金借受後、就農状態が5年以上継続した場合に適用
独立自営就農支援タイプ	独立自営就農による農地取得費	①経営改善資金計画書(北海道農業経営改善関係資金取扱要領 別紙様式2の(1)または(2)) ②経営改善資金計画認定書(①の計画認定後に提出) ③農地売買契約書等の写し(①の計画認定後に提出) ④青年等就農計画認定書の写し	※農地取得費の30%を上限とする。	市内の農業生産法人構成員又は既に就農している農家子弟で、平成27年6月26日以降、平成29年3月10日までに市内で独立して自立経営をした(希望する)者	100万円	10年以内(5年以内) 【上限100%】	償還免除は、資金借受後、独立就農状態が5年以上継続した場合に適用
経営継承法人支援タイプ	経営継承法人の設立に要する経費 ・用地確定費用 ・定款作成 ・認証費用 ・出資金 ・設立登記料 ・設立に伴う各種届出事務費用	①用地測量費の見積書又は領収書の写し ②定款作成・認証費用(代行費用含む。)の見積書又は領収書の写し ③出資金額が分かる資料(定款(案)) ④設立登記料(代行料含む。)の見積書又は領収書の写し ⑤各種届出事務費用(代行の場合。)の内訳見積書又は領収書の写し	※用地測量費は農地の分に限る。 ※出資金支援は出資金総額の1/3以内とする。 ※国又は道による支援がある場合は、対象経費から支援額を差引いた額を上限とする。	市内農業者で、第3者に対し徐々に資産・技術等を継承することを目的に平成27年6月26日以降、平成29年3月10日までに当該第3者と伴に経営継承法人を設立(した)する者。ただし、1戸1法人の設立を除く。	100万円	10年以内(5年以内) 【上限70%】	償還免除は、資金借受後、経営継承法人の常時従事者である構成員として5年以上継続した場合に適用